

告示第 107 号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、下記の者に係る次に掲げる書類を公示送達する。

なお、当該書類は市長が保管し、受領権限を有する者にいつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年 7 月 1 日

館山市長 森 正



記

No	納税義務者	書類名	備考
1	石原 菜穂	令和7年度国民健康保険税(普徴)1期~8期分 還付通知書	
2	鈴木 孝男	令和7年度後期高齢者医療保険料(普徴)7期8期分(還付通知書)	